

令和8年度

農地等の利用の最適化の推進に関する意見書に対する回答書

那 須 塩 原 市

令和 8 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見

1 持続可能な那須塩原市農業の実現に向けた取組みについて

那須塩原市は、豊かな自然と多様な農業資源を有し、地域の雇用・食料自給・景観保全という多面的な機能を担っております。しかしながら本市においても、農業従事者の担い手不足や高齢化により、持続可能な農業生産力の維持が危ぶまれる状況にあります。このままでは、農地の保全が困難になるだけでなく、遊休農地の増加による景観悪化、害虫の発生、環境汚染、災害リスクの増加に加え、地域コミュニティの衰退といった多岐にわたる問題を引き起こします。

この問題を解決するためには強力かつ継続的なリーダーシップが不可欠です。そこで那須塩原市が中心となり、農村地域が抱える複合的な課題を包括的に解決するための新たな枠組みとして、農村型地域運営組織（農村RMO）のモデル事業の立ち上げを要望します。

このモデル事業は、地域住民が主体的に参画し、それぞれの地域特性に応じた課題解決策を策定・実行することを促すものです。これにより、地域住民の間に新たな連携が生まれ、地域コミュニティの再構築と活性化が期待できます。

このモデル事業を通じて、持続可能な農業が実現されるだけでなく、地域住民が誇りを持ち、将来にわたって魅力あふれる那須塩原市を築き上げるものと考えます。

【回答】

農業従事者の担い手不足や高齢化は、農地の保全困難のみならず景観の悪化、地域コミュニティの衰退など、多岐にわたる深刻な問題を引き起こす喫緊の課題であると認識しています。これまでも、認定農業者への支援、新規就農者の確保・育成、農地中間管理事業の推進など、持続可能な農業生産力の維持に向けた施策を展開してまいりまし

た。

御要望いただきました、農村型地域運営組織（農村RMO）は、国が推進している事業で、複数の集落を補完し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援を一体的に行う組織であり、地域住民の主体的な参画によって地域コミュニティの再構築と活性化が期待できる新たな枠組みであると認識しています。

一方で、この組織の立ち上げに当たっては、「強力かつ継続的なリーダーシップが不可欠」との御指摘のとおり、地域住民が主体的に参画するための幅広い合意形成と運営体制の構築が前提となります。そのため、地域特性や、組織の財源確保の手法、既存の農業施策や地域振興施策、福祉施策等との役割分担について研究が必要であると考えています。

市としては、農政のみならず、地域振興、福祉等の関係部局や県とも連携し、組織の立ち上げの際にサポートが行えるよう、他自治体での事例などを参考に研究を進めて参ります。

2 野生鳥獣による農作物被害対策について

本市の野生鳥獣による農作物の被害は深刻なものであり、地域生活への影響が依然として高い状況です。農業経営を困難にさせるばかりではなく、営農意欲を低下させ、さらには耕作放棄や離農の増加を招きます。

この問題に対し、農業の安定と生態系の健全性を両立させ、地域住民の生活と地域経済の持続的発展を実現するため、以下の対策を継続的に推進していただくことを要望します。

（1）被害防止対策の徹底

緩衝地帯の整備、防除柵の設置、計画的な捕獲など、被害を未然に防ぐための施策について、効果を検証し、必要に応じて見直しを行いながら、着実に推進してください。

【回答】

鳥獣被害対策については、緩衝帯の整備による人と鳥獣の生活・生息圏のすみ分けを行う「生息環境管理」、農地周辺に防除柵を設置することによる「侵入防止対策」、被害防止計画による計画的な捕獲実施による「個体群管理」の3つの取組を実施していくことが重要だと捉えております。

本市における鳥獣の捕獲計画数は、被害防止計画により定めており、捕獲状況により毎年度捕獲計画数の見直しを行ってまいりました。令和8年度においても、捕獲実績や被害状況を考慮し、必要に応じて見直しを図ってまいります。

また、防除柵設置による取組については、現在の補助制度をより広く市民に周知していくとともに、設置後に良好な状態で維持されるよう、市民が自ら適正に維持管理をしている必要があることも併せて周知徹底してまいります。

緩衝帯整備については、現在までの整備実績を踏まえ、より効果的な整備手法について検討を進めていきたいと考えております。

（２）迅速な初動体制の確立

被害発生時における通報から初動体制までが万全に機能するよう、組織間の連携を強化するよう要望します。これにより、野生鳥獣による農作物の被害を最小限に抑え、農家の皆様の精神的・経済的負担の軽減に繋がるものと考えます。

【回答】

鳥獣による農作物被害に関することは、令和5年度までは農林整備課、令和6年度以降はネイチャーポジティブ課における所管業務としてきたところです。しかし、農作物被害であるため、ネイチャーポジティブ課ではなく農務畜産課に被害情報が寄せられることもあり、窓口の一本化が徹底されていない状況にございました。そのため、令和8年度以降においては、農作物被害情報の確認や防除柵設置費の補助等については農務畜産課、捕獲に関することについてはネイチャーポジティブ課において行うこととし、迅速に効果的な対策が講じられるよう連携を図ってまいります。